

# 公益財団法人 新潟県健康づくり財団

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益財団法人新潟県健康づくり財団（以下「本財団」という。）定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び額の決定)

**第3条** 本財団は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常勤役員には、別表1による報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。この場合においては、その額は、本財団職員の給与規程に定める係数の範囲内において、理事長が決定するものとする。
- 4 理事（第2項で定める役員を除く。）、評議員及び監事には、別表2による報酬を支給する。

(報酬の支給時期)

**第4条** 前条第2項で定める役員の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月21日に支給する（ただし、支給日が金融機関の休日に当たる場合は、支給日を繰り上げる。）。

- 2 理事（前条第2項で定める役員を除く。）及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席の都度、速やかに支払うものとする。
- 3 監事に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席及び監事監査実施の都度、速やかに支払うものとする。

(報酬の支給方法)

**第5条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(退職慰労金)

**第6条** 理事長、副理事長、専務理事及び常勤役員には退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、退職時の報酬月額に在籍年数を乗じて得た額とする。

3 在籍年数は、本財団における理事長、副理事長、専務理事及び常勤役員のそれぞれの在職年数を合算した年数とする。なお、1年未満は切り捨てとする。

(費用)

**第7条** 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は本財団職員の給与規程に準ずる。

(公表)

**第8条** 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成23年3月29日評議員会議決)

## 附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月29日評議員会議決)

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

区分	報酬月額
理事長	25 万円
副理事長	15 万円
専務理事	7 万円
常勤役員	50 万円

別表 2

区分	支払基準
評議員	評議員会に出席の都度、1 人一日当たり 15,000 円
理事 (別表 1 の適用者を除く。)	理事会に出席の都度、1 人一日当たり 15,000 円
監事	理事会又は評議員会に出席及び監事監査実施の都度、1 人一日当たり 15,000 円